

# 第六次地域管理経営計画書

(宮・庄川森林計画区)

計画期間 自 令和2年4月1日  
至 令和7年3月31日

林野庁中部森林管理局

この地域管理経営計画書は、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づき、同法第4条の管理経営基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和して、対象とする国有林野の自然的、社会的諸条件の特性に応じた管理経営の基本となる事項について中部森林管理局長が定める計画である。

この地域管理経営計画（以下、「本計画」という。）の計画期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間である。

## 目 次

はじめに	・・・	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	・・・	3
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	・・・	3
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	・・・	10
(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた 貢献に必要な事項	・・・	16
(4) 主要事業の実施に関する事項	・・・	18
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	・・・	19
(1) 巡視に関する事項	・・・	19
(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	・・・	19
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	・・・	19
(4) その他必要な事項	・・・	20
3 林産物の供給に関する事項	・・・	21
(1) 林産物の安定的な取引関係の確立に関する事項	・・・	21
(2) その他必要な事項	・・・	21
4 国有林野の活用に関する事項	・・・	22
(1) 国有林野の活用の推進方針	・・・	22
(2) 国有林野の活用の具体的手法	・・・	22
(3) その他必要な事項	・・・	22
5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野 と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有 林野の整備及び保全に関する事項	・・・	23
(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	・・・	23
(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認 められる民有林野の整備及び保全に関する事項	・・・	23
6 国民の参加による森林の整備に関する事項	・・・	23
(1) 国民参加の森林に関する事項	・・・	23
(2) 分収林に関する事項	・・・	24
(3) その他必要な事項	・・・	25
7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	・・・	25
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	・・・	25
(2) 地域の振興に関する事項	・・・	25
(3) その他必要な事項	・・・	26

## はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うものとされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の<sup>かん</sup>涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の<sup>もり</sup>森林づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化してきた。特に、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全の面での期待が大きくなってきた。加えて、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているものの地域によっては、国有林野に隣接する民有林野において十分な整備や保全が行われていない状況も見られる。

また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行した。

この間、国際的には、平成27年に気候変動枠組条約第21回締約国会議において、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択され、森林等の吸収源については、温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫の保全・強化が位置付けられた。

また、同年には、国連において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に「持続可能な開発目標」(SDGs)が掲げられ、その達成に向け、我が国においても、持続可能な開発目標(SDGs)実施指針において、持続可能な森林経営の推進に取り組むこととされた。

さらに、平成28年には、生物多様性条約第13回締約国会議において、生物多様性の保全と持続可能な利用を農林水産業等において主流化し、愛知目標等の達成に向けた取組を強化する「カンクン宣言」が採択されたところである。

加えて、我が国では、多くの森林が利用可能な段階を迎える中で、民有林においては、森林の経営管理の集約化が<sup>きつぎん</sup>喫緊の課題となっており、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村が森林所有者から森林の経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託を行い、林業経営の集積・集約化を推進するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林については、市町村が公的管理を行う森林経営管理制度が平成31年度から導入された。あわせて、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、地方自治体への森林環境譲与税の譲与が開始された。

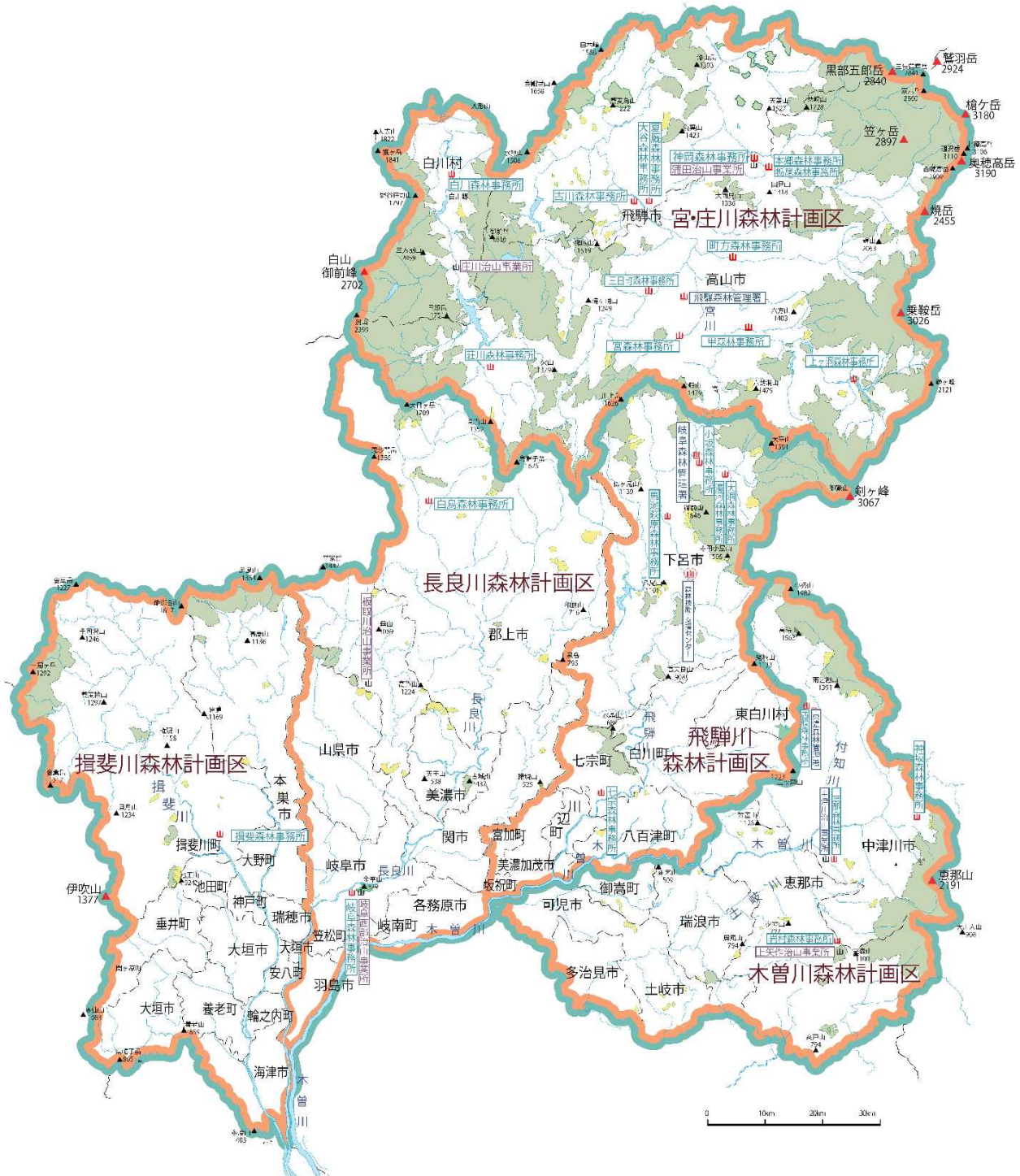
これらを踏まえ、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して、林業の成長産業化の実現に向け貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、このような国有林野を取り巻く状況を踏まえ、今後5年間の宮・庄川森林計画区に

おける国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めるものである。

具体的な取組の実施に当たっては、国の地方支分部局、地元自治体等の行政機関と一層の連携を図るとともに、地域住民の理解と協力を得ながら、この計画に基づいて適切に行うこととする。

宮・庄川森林計画区：岐阜県飛騨地方の北部に位置し、飛騨森林管理署（高山市西之一色町）管轄の国有林野



## 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### (1) 国有林野の管理経営の基本方針

#### ① 森林計画区の概況

本計画の対象は、宮・庄川森林計画区的全森林面積の38%にあたる国有林野116,079haである。

本計画区は岐阜県飛騨地方の北部に位置し、県下では最大の計画区であるとともに、木材加工業をはじめ林業・林産業が地域の重要な産業となっている地域である。

本計画区の国有林野は、北方に庄川流域の白山山系及び宮川・高原川流域の飛騨山系、南方は乗鞍・御嶽山麓からなる飛騨川の上流域であり、主要河川の源流地域にあつて、国土保全及び水源涵養等の公益的機能の発揮に重要な役割を担っており、国有林野面積の99%が水源かん養、土砂流出防備等の保安林に指定されている。

また、飛騨山系、白山山系等の山岳地帯は優れた景観を有しており、中部山岳国立公園、白山国立公園等の自然公園に指定されているとともに、御岳、飛騨白山白川郷自然休養林等のレクリエーションの森等でのスキーや登山など、森林を利用した森林スポーツなどの場としても多くの人々に利用されている。

#### ② 国有林野の管理経営の現状及び評価

##### ア 森林計画区内の国有林野の現況

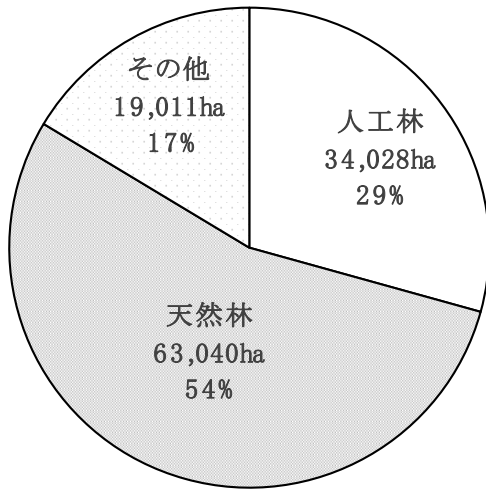
本計画区の国有林野は、人工林が34,028ha、天然林が63,040ha、その他（高山帯・岩石地附帯地、貸地等）が19,011haで、人工林の割合は29%となっている（図－1参照）。

人工林と天然林を合わせた全林分の樹種構成（材積比）を見ると、カラマツ、ヒノキ、スギを含む針葉樹が63%、ブナを含む広葉樹が37%を占めている（図－2参照）。

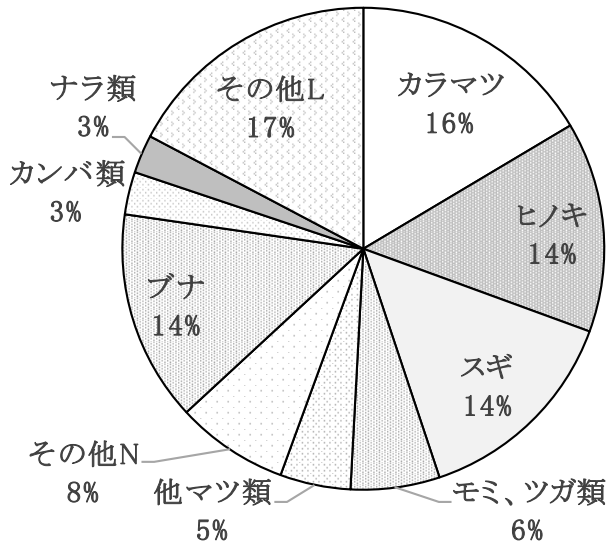
また、人工林のみの樹種構成（面積比）を見ると、カラマツが36%、ヒノキが29%、スギが29%を占め、これらで94%を占めている（図－3参照）。

人工林の齢級構成は、7齢級から14齢級が90%と多くを占めている（図－4参照）。

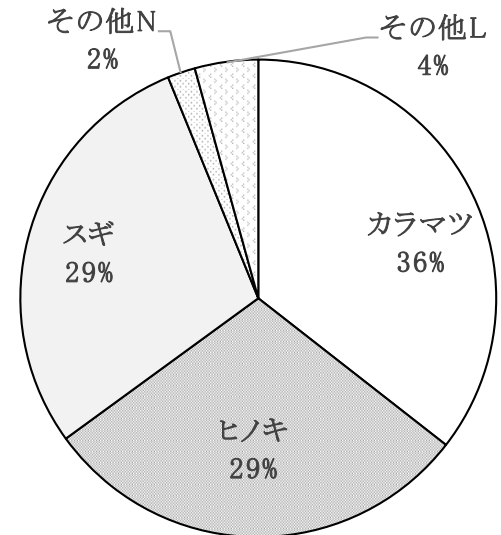
図－1 国有林野の現況面積比



図－2 主な樹種構成 (材積比)

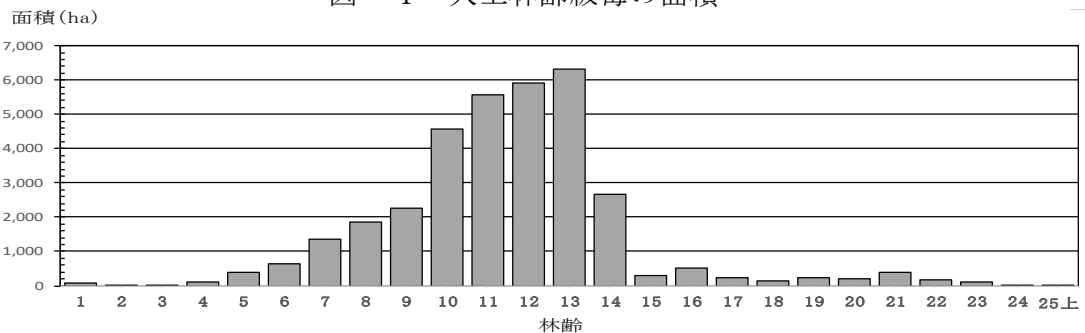


図－3 人工林の樹種構成 (面積比)



注：単位未満四捨五入により計と内訳の数値、率は一致しない場合がある。

図－4 人工林齢級毎の面積



注：齢級とは、林齢（樹木の年齢）を5年の幅にくくったもの。

(1 齢級は1～5年、2 齢級は6～10年、10 齢級は46～50年となる。)

## イ 主要施策に関する評価

本計画区における前計画（平成27年度～令和元年度）の主な計画と実行結果は、次のとおりとなった（令和元年度の実績は実行予定を計上）。

### （ア）伐採

主伐の伐採量については、その半数が分収林の契約満了に伴う伐採であり、契約期間の延長等による実施箇所を減少により、計画量を下回った。間伐の伐採量については、現地調査の結果、計画した伐採量の算出の基礎となった材積を著しく超える林分があったことから、計画量を上回った。伐採総量については、計画量を下回った。

### （イ）更新

人工造林については、分収林の契約期間の延長等により主伐の伐採量が減少したため、計画量を下回った。天然更新については、本計画以前に更新完了となっていた森林であり、天然更新完了の基準に達する箇所が計画量を下回った。

### （ウ）保育

保育については、更新量が減少したことや森林の状況に応じて必要な施業を実施したため、計画量を下回った。

### （エ）林道

林道については、一定の予算の中で主伐や間伐等の時期を勘案し、局内の優先順位を考慮したこと、また、事業実行のために早期復旧等が必要な箇所で優先的に事業を行ったことから、開設、改良ともに計画量を下回った。

項 目	前計画	実 績	
伐採総量 (単位:m <sup>3</sup> )	699,900	621,301	
	主伐	195,400	74,518
	間伐	504,500	546,783
更新総量 (単位:ha)	491	348	
	人工造林	184	110
	天然更新	307	238
保育総量 (単位:ha)	下刈	1,171	217
	つる切、除伐ほか	1,159	581
林 道	開設 (単位:m)	27,560	5,410
	改良 (単位:箇所)	47	29

注：単位未満四捨五入により計や内訳の数値は一致しない場合がある（以下の表についても同じ）。



### ③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林<sup>もり</sup>」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢<sup>けいたく</sup>を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組む。

持続可能な森林経営については、モントリオール・プロセス（注）の基準を参考として、次のような森林の取扱方針に基づいて各般の取組を推進していくこととする。

注：モントリオール・プロセス

1992年の地球サミットで採択された「森林原則声明」を具体化するため、温帯林等の持続可能な経営のための基準・指標の作成と活用を進めることを目的として、1993年に始められた自主的な国際的取組のこと。この中で国全体として客観的に評価するための7基準（54指標）が示されている。我が国を含め、米国、カナダ、ロシア、中国などの12か国が参加している。

#### ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等多様な林相の森林を整備・保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・皆伐箇所の小面積分散化や帯状伐採による森林のモザイク的配置、人工林の針広混交林化等の多様な森林整備
- ・保護林や緑の回廊における保全・管理、モニタリング調査の実施
- ・希少猛禽類が生息する区域における施業時期への配慮

#### イ 森林生態系の生産力の維持

森林としての成長力及び健全な森林を維持していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。森林整備に当たっては、高木性有用樹の保残及び天然生稚幼樹の育成に努める。

主な取組は、次のとおりである。

- ・一定林齢に達した人工林の主伐・間伐を積極的に推進
- ・天然力を活用した更新の積極的な推進
- ・森林の管理、効率的な森林整備を可能とする路網の整備

#### ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や野生鳥獣、山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・森林病虫害等による被害の早期発見や山火事防止のための巡視
- ・松くい虫、ナラ枯れ等の森林病虫害による被害対策
- ・ニホンジカ、ツキノワグマ等の野生鳥獣による剥皮・食害防止対策

## エ 土壌及び水資源の保全・維持

降雨に伴う侵食等から根や表土を保全する森林や、下層植生の発達した森林の維持を推進する。また、水源涵養機能の発揮のため、人工林の間伐や伐期の長期化、広葉樹の導入による育成複層林への誘導、溪流沿いや尾根筋等の森林については保護樹帯等として保全することを推進する。

主な取組は、次のとおりである。

- ・ 伐採跡地の確実な更新
- ・ 沢沿い、急傾斜地等における皆伐の回避
- ・ 伐期の長期化による裸地状態の減少
- ・ 下層植生の発達を促すための間伐等
- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

## オ 長期的・多面的な社会・経済的便益の維持増進

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、森林環境教育等、森林とのふれあいの確保のためのフィールド提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

主な取組は、次のとおりである。

- ・ 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営
- ・ 森林づくり活動のフィールドの提供
- ・ レクリエーションの森の提供と利用促進

## カ 法的・制度的・経済的な枠組

ア～オに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

主な取組は、次のとおりである。

- ・ 地域管理経営計画等に基づいた適正な管理経営
- ・ 「国有林モニター」の設置や計画策定に当たっての地域住民等からの意見聴取

## ④ 政策課題への対応

山地災害の防止や地球温暖化防止、生物多様性の保全、木材の安定的な供給等地域から求められる国有林野事業への期待に応じていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

### ア 山地災害の防止及び復旧対策

国民の安全と安心を確保するため、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、既往の荒廃地や流域の荒廃状況および保全対象等を慎重に見極めつつ、民有林治山事業や他の国土保全施策との連携の下に治山事業を計画的に推進するとともに、山地の荒廃状況等の安全・安心に関わる情報の提供等に努める。

また、近年の山地災害の発生状況を踏まえ、流木対策等を推進するとともに、水源涵養機能の強化及び自然環境の保全や豊かな環境づくりなど森林が持つ多面的機能を高度に発揮させることを基本方針として、森林整備事業等との密接な連携を図ることとする。

さらに、実施にあたっては木材等を利用した工法の導入やコスト縮減に努めるとともに、労働安全衛生の確保に努める。

#### イ 地球温暖化対策の推進

二酸化炭素の吸収量を確保するため、森林の適正な整備や木材利用等の推進に率先して取り組む。特に今後、人工林の高齢級化に伴う二酸化炭素の吸収量の低下や、資源の成熟に伴う伐採（主伐）面積の増加が見込まれる中で、将来にわたる吸収作用の保全及び強化を図る必要があることから、効率的かつ効果的な再造林手法の導入・普及等に努める。

また、将来、気候変動による大雨の発生頻度の増加や台風の最大強度の増加、天然林における樹種の分布適域の変化等が予測されていることから、気候変動適応計画等を踏まえ、治山施設の整備や健全な森林の整備等を実施するほか、「保護林」や「緑の回廊」の保護・管理等についても適切に取り組んでいくこととする。

#### ウ 生物多様性の保全

我が国の森林生態系における生物多様性の状態は、長期的には悪化傾向にあり、将来的には気候変動等による影響が懸念されており、「カンクン宣言」を踏まえ生物多様性国家戦略や気候変動適応計画に基づき、生物多様性の保全の取組を推進していく必要がある。

このため、国有林野事業においては、保護林や緑の回廊におけるモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理を推進するとともに、多様な森林づくりの推進、森林の適切な保全・管理、施業現場における生物多様性への配慮等に取り組んでいくこととする。

特に、適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化や里山等の積極的な整備など、森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進するとともに、溪流沿いや尾根筋等の森林については、保護樹帯等として保全することを通じて、生物多様性の保全に努める。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、地域の特性を活かした効果的な森林管理が可能となる地区においては、地域やボランティア、NPO等と協働・連携し、荒廃した植生回復など森林生態系の保全等の取組を推進することとする。

さらに、地域の農林業や生態系に多大な被害を与えている野生鳥獣について、地域の関係行政機関等と連携しつつ、捕獲などによる積極的な個体群管理や共存に向けた森林の整備を推進することとする。

#### エ 木材の安定供給

効率的かつ効果的な森林整備を行い、必要な路網整備を実施するとともに、循環型社会の構築のためカーボンニュートラルな資源である木材の計画的かつ安定的な供給に努める。

また、民有林と連携した施業を推進するため、森林共同施業団地の設定等により民有林・国有林が一体となった生産目標の設定、効率的な路網整備等の森林施業の合理化や木材の協

調出荷に取り組むこととする。

#### オ 民有林における森林経営管理制度の導入への対応

民有林において、森林経営管理制度が導入されたことから、国有林においてはこの制度が円滑に機能するよう積極的に取り組む。

森林経営管理制度の定着に向けては、民有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営者の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合にはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮する。また、国有林の多様な立地を活かし、事業のニーズを踏まえた現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等を通じた林業経営者の育成に取り組むこととする。

#### カ 山村地域の振興

地域の産業の育成や文化の継承にも資する森林の整備や国有林野の活用、レクリエーションや森林環境教育等の場としての森林空間の総合的な利用等を通じて、林業・木材産業、観光業等地域産業の振興、住民福祉の向上等の寄与に努めることとする。

## (2)機能類型に応じた管理経営に関する事項

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、個々の国有林野を重視すべき機能に応じ、「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」、「水源涵養タイプ」に区分し、これらの機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即して、流域（森林計画区）ごとの自然的特性等を勘案しつつ、森林の自然条件や社会的条件を踏まえて、いわゆる公益林として適切な施業を推進する。

また、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意するとともに、民有林の森林施業との連携に配慮する。

機能類型		公益的機能別施業森林
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	水源涵養機能維持増進森林、 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林
	気象害防備エリア	水源涵養機能維持増進森林、 快適環境形成機能維持増進森林（一部）、 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林
自然維持タイプ		水源涵養機能維持増進森林、 保健文化機能維持増進森林、 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林（一部）
森林空間利用タイプ		水源涵養機能維持増進森林、 保健文化機能維持増進森林、 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林（一部）
快適環境形成タイプ		水源涵養機能維持増進森林、 快適環境形成機能維持増進森林
水源涵養タイプ		水源涵養機能維持増進森林、

- ・山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林：土地に関する災害の防止機能及び土壌保全機能を維持増進するための施業を推進すべき森林
- ・快適環境形成機能維持増進森林：快適な環境を形成する機能を維持増進するための施業を推進すべき森林
- ・保健文化機能維持増進森林：保健文化機能を維持増進するための施業を推進すべき森林
- ・水源涵養機能維持増進森林：水源涵養機能を維持増進するための施業を推進すべき森林

森林の取扱いについては、人工林の多くが間伐等が必要な育成段階にある一方、10齢級以上の人工林が半数に上り、資源として利用可能な段階を迎えているという変化を的確に踏まえるとともに、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的

機能の向上に配慮することとする。具体的には、天然更新等の森林施業技術を活用しつつ、伐採年齢の長期化（長伐期化）、林齢や樹種の違う高さの異なる複層状態の森林の整備（複層林化）、一定の広がりにおいて様々な育成段階や樹種から構成される森林のモザイク的配置への誘導、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業（針広混交林化）を行うなど、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定的供給の確保、地球温暖化防止、生物多様性の保全、自然再生、国民と森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全、花粉発生源対策の推進、鳥獣被害対策等の観点を重視した管理経営を計画的かつ効率的に推進する。

なお、森林資源の成熟に伴い主伐が増加していく中で、その実施に際しては、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を選定するとともに、造林コストや花粉の少ない森林への転換、鳥獣被害等に配慮しつつ、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を図ることとする。

また、国民の安全と安心を確保するため、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模な災害発生のおそれが高まっており、とりわけ山腹崩壊等に伴う流木被害が顕著化していることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、重要な水源地域等において、今後とも民有林治山事業等との連携の下に治山事業を計画的に推進する。特に平成29年7月に発生した九州北部豪雨を受けた総合的な流木対策や、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震による山地災害等近年の大規模災害の発生を踏まえた治山事業を推進する。さらに大規模な山地災害発生時には専門技術を有した職員を山地災害対策緊急展開チームとして現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、民有林への支援も含めた迅速な災害対策、二次災害防止対策を図ることとする。

林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみでなく、森林の適切な保全管理等を効率的に行うために必要であり、森林の有する公益的機能が高度に発揮されるよう林道（林業専用道を含む。）及び森林作業道について、それぞれの道の役割や自然条件、作業システム等に応じた整備を推進する。その際、特に自然・社会的条件の良い森林において重点的な整備を推進することとする。

- ① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項  
山地災害防止タイプについては、次の2つのエリアに区分して取り扱う。

ア 土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアの国有林野（本計画区の47%）は、主に土砂の流出、崩壊の防備等山地災害防止機能の発揮を第一とし、そのため根系が深くかつ広く発達し、下層植生の発達が良好な森林等を目標として、管理経営を行うこととする。

イ 気象害防備エリア

該当なし

② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプの国有林野（本計画区の24%）は、貴重な森林生態系の維持等生物多様性の保全機能の発揮を第一とし、そのため良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生育・生息に適している森林等を目標として、管理経営を行うこととする。

③ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプの国有林野（本計画区の3%）は、保健・レクリエーション機能又は文化機能の発揮を第一とし、そのために多様な樹種で構成された周辺の山岳や溪谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林等を目標として、森林の利用形態等に応じた多様な森林を維持・造成することとする。

④ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

該当なし

⑤ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプの国有林野（本計画区の26%）は、主に湧水緩和や水質保全等水源涵養機能の発揮を第一とし、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の発達が良好で、諸被害に強い森林を目標とし、それぞれの森林の現況等に応じた施業を行う。

なお、水源涵養機能の確保に留意しつつ、森林資源の有効利用を図ることとする。

機能類型ごとの管理経営は、別冊〔管理経営の指針〕による。

⑥ 地域ごとの機能類型の方向

本計画区における地域ごとの重点的に行うべき管理経営は、次のとおりとする。

ア 高原川下流地域（水無洞、片センノウ、水洞谷、大多和、金木戸（2013林班～2016林班）、  
ブドウ谷、ウレ山、中ノ谷、ヲシホ山、下ノ洞山、間山谷、下 峠、前平、ソウレ、寄合谷、  
稗田洞、釜ヶサコ、切雲、ソンボ、大津山国有林）4,423ha

当地域は、飛騨市神岡町及び飛騨市宮川町の北東部に位置する国有林野であり、スギ、カラマツを主とする人工林が大部分を占め、国道に接する場所が多いことや地形等の条件も考慮し、山地災害防止機能及び水源涵養機能等を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプ及び水源涵養タイプに区分し管理経営を行うこととする。

イ 高原川上流地域（金木戸（2013林班～2016林班を除く）、穂高、下佐谷、笠谷、下ウスノ  
メ、カベ下、焼岳、白谷、平湯、カイシヲ山、福地、柏当、蓼之俣谷、林ノ谷、戸谷、立平、  
大木場、ヲハギ谷、明ヶ谷、大雨見、出シ谷、東 俣、坂ノ谷国有林）29,423ha

当地域は、高山市上宝町、高山市奥飛騨温泉郷の全域及び飛騨市神岡町の北東部に位置する国有林野であり、比較的標高の低い部分は、スギ、ヒノキ、カラマツを主とする人工林が多く、標高の高い部分は、ブナ、アオモリトドマツ、コメツガ等の天然林を主としており、以下のとおり管理経営を行うこととする。

(ア) 中部山岳国立公園に指定されている金木戸川源流部の森林生態系保護地域の森林及び平湯国有林のダケカンバの遺伝資源を保存する森林は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプに区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 穂高国有林の風致探勝の場に適した森林、金木戸国有林の自然観察教育の場に適した森林及び平湯温泉スキー場に隣接する平湯国有林の一部の森林等は、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプに区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) その他の地域は山地災害防止機能及び水源涵養機能等を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプ及び水源涵養タイプに区分し管理経営を行うこととする。

ウ 宮川下流地域あゆとび ふるみずかみ むかいほら まごじゆうろう やしきがほら たにぐち たいら (鮎飛、古水上、向洞、孫十郎尾、屋敷ヶ洞、谷口、平、ヒマタ、ソバカク山、原山本谷、万波国有林) 4,007ha

当地域は、飛騨市宮川町全域と飛騨市河合町の北西部等に位置する国有林野であり、ブナを主とする天然林が7割を占め、人工林はスギ、カラマツを主としており、以下のとおり管理経営を行うこととする。

(ア) 万波国有林のブナを主とする群落の森林及び孫十郎尾国有林の一部の森林は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプに区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 向洞、屋敷ヶ洞国有林のスキー等森林レクリエーションの場に適した森林は、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプに区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) その他の地域は、水源涵養機能及び山地災害防止機能等を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプ及び山地災害防止タイプに区分し管理経営を行うこととする。

エ 小鳥川上流地域ふなぼらやま いけもとやま ひこたに かみおどり おおたに もりも (舟原山、池本山、彦谷、上小鳥、大谷、森茂国有林) 8,841ha

当地域は、高山市清見町の北西部から飛騨市河合町の南東部に位置する国有林野であり、スギ、カラマツを主とする人工林が6割を占め、天然林はブナを主としており、以下のとおり管理経営を行うこととする。

(ア) 県自然環境保全地域に指定されている森茂国有林の御前岳山頂付近の森林は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプに区分し管理経営を行うこととする。

(イ) その他の地域は、水源涵養機能及び山地災害防止機能等を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプ及び山地災害防止タイプに区分し管理経営を行うこととする。

オ 宮川中流地域ほきわき ふるとうげ くらうち たきがほら よこたに あもう にしまた からたに (保木脇、古峠、黒内、滝ヶ洞、横谷、天生、西俣、唐谷国有林) 4,536ha



当地域は、高山市国府町、飛騨市古川町の西部及び飛騨市河合町の南西部に位置する国有林野であり、スギ、カラマツを主とする人工林が4割を占め、天然林はブナを主としており、以下のとおり管理経営を行うこととする。

(ア) 天生県立自然公園に指定されている貴重な高層湿原及び自然景観に恵まれた森林は自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプに区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 上記(ア)の周辺の自然観察の場に適した森林は、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプに区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) その他の地域は、山地災害防止機能及び水源涵養機能等を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプ及び水源涵養タイプに区分し管理経営を行うこととする。

カ 宮川上流の西部地域(今谷、坂谷、大檜谷、小井戸、宮、川上岳、龍ヶ峰、大原、マツ谷、一ツ梨、麦島、西ウレ、三尾山国有林) 6,258ha

当地域は、川上岳の北部及び西部に位置し、高山市清見町の南部及び東部、高山市一之宮町の南西部に位置する国有林野であり、大部分がヒノキを主とする人工林であり、以下のとおり管理経営を行うこととする。

(ア) 宮国有林のヒノキ及びアカマツの遺伝資源を保存する森林は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプに区分し管理経営を行うこととする。

(イ) ダム湖周辺の森林スポーツの場に適した森林及び西ウレ国有林のうち、せせらぎ街道の背景林となっている森林は、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプに区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) その他の地域は、水源涵養機能及び山地災害防止機能等を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプ及び山地災害防止タイプに区分し管理経営を行うこととする。

キ 宮川上流の東部地域(金山、折敷地、デンガク、乗鞍国有林) 4,716ha

当地域は、乗鞍岳の西部に位置し、高山市丹生川町北部及び南東部に位置する国有林野であり、標高の低い部分は、ヒノキを主とする人工林が多い。標高の高い部分にはアオモリトドマツ、コムツガ、カンバ類の天然林を主としており、以下のとおり管理経営を行うこととする。

(ア) 中部山岳国立公園に指定されている乗鞍国有林のうち自然景観に恵まれた森林及びシラベ、アオモリトドマツ等の遺伝資源を保存する森林は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプに区分し管理経営を行うこととする。

(イ) その他の地域は、山地災害防止機能及び水源涵養機能等を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプ及び水源涵養タイプに区分し管理経営を行うこととする。

ク 庄川下流地域（<sup>あしくら</sup>芦倉、<sup>おおせと</sup>大瀬戸、<sup>かえりぐも</sup>帰雲、<sup>ながせ</sup>長瀬、<sup>ふくしま</sup>福島、<sup>おおじらかわ</sup>大白川、<sup>さんぼうくずれ</sup>三方崩、<sup>あらたに</sup>荒谷、<sup>まがり</sup>馬狩、  
<sup>かすら</sup>加須良、<sup>つばきはら</sup>椿原国有林）18,510ha

当地域は、白山の北東部に位置し、白川村全域（秋町国有林を除く）にまたがる国有林野であり、大部分がブナを主とする天然林で、一部がスギ、カラマツを主とする人工林であり、以下のとおり管理経営を行うこととする。

（ア） 白山国立公園に指定されている自然景観に恵まれた森林、白山周辺の森林生態系保護地域の森林、ドロノキの遺伝資源を保存する森林及び天生県立自然公園に指定されている大瀬戸国有林等の優れた自然を有する森林は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプに区分し管理経営を行うこととする。

（イ） 白山周辺及び大瀬戸国有林の自然観察の場に適した森林並びに白山白川郷ホワイトロード（白山スーパー林道）周辺の森林は、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプに区分し管理経営を行うこととする。

（ウ） その他の地域は、山地災害防止機能等を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプに区分し管理経営を行うこととする。

ケ 庄川上流地域（<sup>あきまち</sup>秋町、<sup>あかだに</sup>赤谷、<sup>むまいがわ</sup>六厩川、<sup>かるおか</sup>軽岡、<sup>やまなかやま</sup>山中山、<sup>いつしき</sup>一色、<sup>ののまた</sup>野々俣、<sup>おがみごう</sup>尾上郷国有林）  
16,008ha

当地域は、大日ヶ岳の北部に位置し、高山市庄川町全域と白川村の南東部（秋町国有林）にまたがる国有林野であり、スギ、ヒノキ、カラマツを主とする人工林が4割を占め、天然林はブナを主としており、以下のとおり管理経営を行うこととする。

（ア） 白山国立公園に指定されている自然環境に恵まれた森林、山中山国有林のミズバショウの群生地及び軽岡国有林のムマイスギの林木遺伝資源を保存する森林は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプに区分し管理経営を行うこととする。

（イ） 大日ヶ岳登山道、並びに向山縦走路周辺の森林は、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプに区分し管理経営を行うこととする。

（ウ） その他の地域は、水源涵養機能及び山地災害防止機能等を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプ及び山地災害防止タイプに区分し管理経営を行うこととする。

コ 飛騨川上流域あおや てらづき なかぼら ごんげん くらて どんびきざわ いけがほら かなやまだに かたひら（青屋、寺附、中洞、権現、黒手、鈍引沢、池ヶ洞、金山谷、片平、  
近城、丁子口、阿多野郷、野麦、鎌ヶ峰、千間樽、胡桃島、大平、枯尾、大坊、阿多粕、  
牛牧、無数河、ダナ国有林）19,358ha

当地域は、飛騨川上流域の北東部に位置し、高山市久々野町、高山市朝日町、高山市、高根町にまたがる国有林野であり、スギ、ヒノキ、カラマツを主とする人工林が5割を占め、天然林はコメツガ、シラベ、トウヒを主としており、以下のとおり管理経営を行うこととする。

(ア) 中部山岳国立公園に指定されている乗鞍岳山頂周辺や御嶽山県立自然公園に指定されている継子岳ままこだけ周辺の森林は、典型的な垂直分布を示しているなど自然環境の維持を図ることが期待されることから、御岳生物群集保護林に指定するなど自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプに区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 御岳自然休養林に指定している千間樽、胡桃島国有林の一部、位山舟山県立自然公園に指定されている無数河国有林、舟山自然観察教育林に指定している牛牧国有林、野外スポーツ地域に指定されている阿多粕国有林は、自然観察等森林レクリエーションや高地の特性を生かしたスポーツ活動の場として、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプに区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) その他の地域において、地形、地質等の条件から山地災害防止に重点をおく乗鞍岳周辺等の森林及び朝日ダム等の上流など水源涵養機能の発揮に重点をおく森林は、山地災害防止タイプ及び水源涵養タイプに区分し管理経営を行うこととする。

### (3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、地元自治体等との密接な連携を図りながら、我が国の林業の再生に貢献していくこととする。このため、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。

特に、民有林において森林経営管理制度が導入されたことから、国有林においてはこの制度が円滑に機能するよう積極的に取り組む。

また、これらを通じて、木材の生産から利用までの全ての段階において生産性向上やコストの低減、歩留まりの向上等による林業及び木材産業の成長産業化の実現に貢献し、地域経済や山村社会の持続的な発展に寄与するよう努めることとする。

#### ① 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及

多様な森林とまとまりのあるフィールドを有し、公益重視の管理経営や林産物の安定供給を行ってきたという国有林野事業の特性を活かし、民有林における公的管理や林業経営への普及を念頭に置き、公益的機能の高度発揮や林業の低コスト化等に資する技術開発を、産学官連携の下に、より一層推進することとする。

特に、特定母樹や早生樹等の成長に優れた苗木の活用等による低コスト造林技術やICT（情報通信技術）等の先端技術を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の開発・実証、複

層林への誘導手法等の普及に積極的に取り組み、国有林野の管理経営や民有林における定着に資するよう取り組む。

また、事業発注を通じた施策の推進や全国における多数の事業実績の統一的な分析等が可能な国有林野事業の特性を活かし、工程管理の方法や改善等生産性向上に効果的な手法の普及・定着を図る取組を推進する。

## ② 林業事業体の育成

林業事業体の施業提案や集約化の能力向上、技術者の育成を支援するため、事業発注者という国有林野事業の特性を活かし、優良な林業事業体が正当に評価されるよう県における評価の仕組みの活用、市町村単位での将来事業量の対外的明示、競争性を確保しつつ林業事業体の創意工夫を促進するための総合評価落札方式や事業成績評定制度の活用、労働安全対策に配慮した事業実行の指導などに取り組むこととする。

あわせて、森林経営管理制度の定着に向けては、民有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営者の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合にはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮する。また、国有林の多様な立地を活かし、事業の実施やニーズを踏まえた現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等を通じた林業経営者の育成に取り組むこととする。

## ③ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

地域における施業集約化の取組を支援するため、民有林と連携することで事業の効率化や森林経営管理制度の導入に資する区域については、森林共同施業団地を設定し、民有林野と連携した路網の整備等と相互利用の推進、計画的な間伐等や現地検討会等を通じた民有林への森林・林業技術の普及に取り組むこととする。

また、森林共同施業団地等においては、国産材の安定供給体制の構築に資するよう路網や土場の共同利用や民有林材との協調出荷等に取り組むこととする。

## ④ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援

これまで国有林野事業においては、市町村行政の支援等のため、森林総合監理士（フォレスター）等を系統的に育成してきたところであり、引き続き、必要な技術者等の育成に取り組むこととする。

あわせて、森林経営管理制度の構築を踏まえ、公的管理を行う森林の取扱い手法の普及など、引き続き、都道府県と連携して市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に積極的に取り組むこととする。

また、事業の発注や国有林野の多種多様なフィールドの提供等を通じて民有林の人材育成を支援するほか、大学や林業大学校等関係機関と連携した取組に努めることとする。

#### (4) 主要事業の実施に関する事項

本計画期間における伐採、更新、保育及び林道の事業総量は以下のとおりであり、これらを適切に実施することにより、健全な森林の育成・整備に努める。

なお、事業の実施に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進や森林・林業再生への貢献を基本方針とし、地域管理経営計画等に基づく、計画的な事業の実行に努める。その際、低コストで効率的な作業システムの定着等を通じた木材生産等の低コスト化を推進するなど、民有林行政との連携を図りつつ計画的かつ効率的な事業の実行を図る。また、労働安全衛生対策を推進することとする。

##### ① 伐採総量

(単位：m<sup>3</sup>、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
計	199,625 《65,718》	547,125 (4,713)	746,750

注1：( ) は、間伐面積である。

注2：《 》 は、臨時伐採量の数値(うち数)である。

注3：臨時伐採とは、事業実行上の支障木等で、計画時点の箇所付けはない。

##### ② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
計	306	397	703

##### ③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下刈	つる切	除 伐
計	652	-	422

##### ④ 林道の開設及び改良総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
計	11	19,900	27	630

## 2 国有林野の維持及び保存に関する事項

### (1) 巡視に関する事項

#### ① 山火事防止等の森林保全巡視

本計画区は、優れた自然景観を呈する森林等が多く、特に入林者が多い春季や秋季は乾燥期と重なり山火事発生危険性が增大するため、地元市村等と連携を密にして山火事防止の啓発活動及び巡視を行うこととする。

また、動植物の保護、自然環境の保全や廃棄物の不法投棄防止の啓発等に努め、特に利用者が増加するシーズンには、林野巡視等を強化することとする。

#### ② 境界等の保全管理

国有林野を適切に管理経営していく上で、民有地との境界の保全管理は重要であることから、境界標、標識類の巡検及び境界の巡視等を行うとともに、貸付地等の状況把握を行い、その適切な保全管理に努めることとする。

また、森林の適切な管理に必要な歩道の維持管理に努めることとする。

### (2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害による森林被害については、林野巡視等により被害の早期発見に努めるとともに、発見した場合は関係行政機関等と連携しながら適切かつ効果的な防除に努めることとする。

### (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林については、保護林として設定し、厳格な保護・管理を行うこととする。

本計画区では、ブナ、ダケカンバ、ハイマツ等原生的な天然林が広範囲に分布している「白山森林生態系保護地域」など、13箇所の保護林を設定している。希少な野生動植物が生息・生育する森林の保全、生物多様性の維持等が一層重要となっていることから、引き続き保護林の適切な管理を通じて、優れた自然環境を有する森林等の適切な保全・管理を推進することとする。

これに加え、生物多様性の保全や気候変動の影響への適応等の観点から保護林を中心とした森林生態系ネットワークの形成を図るため、民有林関係者等とも連携しつつ「緑の回廊」を設定し、野生生物の自由な移動の場として保護するなど、より広範囲で効果的な森林生態系の保護に努める。

本計画区では、白山山系の脊梁部<sup>せきりょう</sup>を中心に富山、岐阜、福井、石川の4県にまたがる「白山山系緑の回廊」について、野生動物の日常行動の把握、季節移動時の経路の確保、分断された個体の交流や個体群の遺伝的多様性の確保を図るとともに、植物についても動物による花粉媒介や種子散布を通じて交配拡大を図るなど、より広範で効果的な森林生態系の保護や生物多様性の保全に努める。また、緑の回廊内の森林の構造と野生動物の生息実態の関係を明らかにする観点からモニタリング調査等を行い、結果については、今後の緑の回廊の設定及び取扱いに反映させることとする。

また、立入りが可能な区域においては、多くの国民が森林生態系の保全について知識を深め

られるよう学習の場等として利用に努め、入林者の影響等が生じるおそれのある箇所については、地域の関係者等との連携を推進するなど利用ルールの確立等に努めるとともに、その内容について広く理解されるよう適切に対処する。

さらに、継続的なモニタリングを通じて森林生態系や野生生物等の状況変化を的確に把握し、必要に応じて保護・管理方針や区域の見直し等を図ることとする。

#### (4) その他必要な事項

##### ① ニホンジカ等の被害対策

ア 近年、ニホンジカによる農林業被害、高山植物等の被害が顕著になっている。このため、防鹿柵等の防護措置に取り組むこととする。また、県、関係市村、関係団体等と連携を図りつつ、くくりワナ等による捕獲に取り組むこととする。

ツキノワグマやカモシカの被害については、剥皮等の被害を防止するテープ等の効果的な使用に取り組むとともに、県、関係市村、関係団体等と連携した取組を実施することとする。

イ 野ウサギ、野ネズミ等の被害については、森林の巡視等による早期発見に努め、適切な防除に努める。また、野ネズミの大量発生<sup>イ</sup>の起因にもなると言われる笹の一斉開花、種子の着果等について注視することとする。

##### ② 希少野生動植物の保護

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図るため、ライチョウを対象種として、委託団体等による巡視、生育状況の確認、登山者への保護啓発を通して、希少野生動植物種の保護を積極的に進めることとする。

##### ③ 巨樹・巨木の保存

平成12年度に「日本の巨樹・巨木100選」に選定された宮川上流西部地域の「宮の大イチイ」、高原川上流地域の「平湯の大ネズコ」、庄川上流地域の「<sup>しょうかわ</sup>庄川のヒメコマツ」及「庄川のヒノキ」と呼ばれる4本の巨木について、高山市等地元関係者による保全協議会等と連携して、次世代への財産として保存することとする。

##### ④ 溪畔周辺の取扱い

溪畔周辺については、野生生物の生息・生育場所、移動経路、種子などの供給源等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保すること等により、きめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

### 3 林産物の供給に関する事項

#### (1) 林産物の安定的な取引関係の確立に関する事項

公益機能重視の管理経営を一層推進しつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、公共建築物等における木材利用の促進や地域における木材の安定供給体制の構築等が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、継続的かつ計画的な供給に努めることとする。

##### ① 木材の安定供給

林産物の供給に当たっては、より効率的な事業運営を図る観点から原則として立木販売によることとし、高付加価値が期待できる高品質材等の供給や、間伐材等の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの定着を図りつつ、素材（丸太）販売により実施する。

特に、人工林カラマツやヒノキ、スギ等については、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの整備を推進し、多様で健全な森林整備を通じて生産される木材の計画的な供給に努めることとする。

また、今後、人工林資源の成熟に伴う主伐の増加が見込まれており、こうした主伐材の安定供給や新たな需要開拓に貢献するものとなるよう効果的な供給に努めることとする。

あわせて、木質バイオマスの需要拡大が見込まれる中で、これまで間伐等で伐採されても利用されてこなかった小径木や造材後林内に放置されてきた根株・枝条などの未利用間伐材等について、「システム販売」や公売などを活用し需要者等への安定供給に取り組むとともに、さらなる利用拡大に向けて新たな需要開拓にも引き続き努めることとする。

##### ② 木材の利用拡大

地球温暖化防止のための森林吸収源対策として積極的な間伐等の森林整備を進めることに伴い生産される間伐材等については、合板や集成材等の原料としての利用拡大や土木分野における利用範囲の拡大を推進することとする。

##### ③ その他林産物の供給

環境緑化木等、国有林野に有する多様な資源については、公益的機能の発揮に配慮しつつ、地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な供給に努めることとする。

#### (2) その他必要な事項

林業・木材産業は、生産・流通・加工の各段階が、小規模・分散・多段階となっており、木材需要者のニーズに応じて、品質・性能の確かな製品を低コストで安定的に供給する体制を確立することが課題となっている。

このことを踏まえ、国有林野事業においては、林産物の供給等を通じて、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、また民有林との協調出荷を推進することで、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築に寄与するように努めることとする。

また、木材の販売に当たっては、国有林野事業の特性を活かし、価格急変時の供給調整機能を発揮することとする。具体的には、地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握する等の取組



を推進することとする。

#### 4 国有林野の活用に関する事項

##### (1) 国有林野の活用の推進方針

国有林の活用にあたっては、その所在する地域の社会的経済的状況、住民の意向等を考慮して、農林業の構造改善のための活用、公用・公共用施設への活用、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興、住民福祉の向上、都市と農山村の交流の促進による地域社会の活性化に資するよう積極的に推進することとする。

また、本計画区は、中部山岳国立公園、白山国立公園等の自然景観が優れた国有林野が多いことや世界文化遺産に登録されている「白川郷合掌造り集落」等の豊富な観光資源を有すること等から、地元自治体等と調整を図りながら、国民の保健、文化、教育的利用に適していると認められる国有林を「レクリエーションの森」として広く国民に提供することとする。なお、こうした取組の推進にあたっては、民間活力を生かした歩道等の施設整備を推進することとする。

特に、飛騨白山白川郷自然休養林は、「日本美しい森 お薦め国有林」<sup>につばんうつく</sup>（注）として選定されていることから、白水の滝と大白川溪谷及び周辺のプロナ林等一体的な山岳景観の探勝や登山の場として一層の利用を推進することとする。

このほか、御岳自然休養林については、御嶽山麓のシラベ、トウヒ、コメツガ、カンバ類等森林の垂直分布の景観探索や登山の場として自然に触れあう場としての利用を、深洞、天生、乗鞍のレクリエーションの森については、自然観察等の場及び森林環境教育の場としての利用を一層推進することとする。

注：「日本美しい森 お薦め国有林」レクリエーションの森の中で、特に魅力的で観光資源としての活用が期待される箇所

##### (2) 国有林野の活用の具体的手法

地域産業の振興、道路や砂防ダム敷等の公用、公共用及び公益事業地としての活用については、地元自治体等との情報交換を十分行いつつ、売払い等の手法により、法令等に基づき適切に実施していくこととする。

また、レクリエーションの森については、箇所ごとの森林の特徴、利用の形態、地域の要請等を踏まえ、地域関係者との協働による整備・管理を支える仕組みの充実に努め、地元市村等と調整を図りながら活用を推進することとする。

このほか、高山市では条例を定め、丹生川町五色ヶ原<sup>にゅうかわ ごしきがほら</sup>の豊かな自然環境の保護とガイド同伴による自然観察事業を創設し、森林生態系の保護と利用の両立を図る取組を行っている。このため、隣接する乗鞍国有林においても、高山市と連携を図りつつ歩道整備・自然観察事業における利用などに協力し、地域が一体となった適切な保護・管理方策を推進することとする。

##### (3) その他必要な事項

国有林野の活用にあたっては、森林の持つ公益的機能との調和を図り、あわせて、地元自治体等が策定する土地利用計画等との必要な調整を図りつつ、推進することとする。

## 5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

### (1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する私有林の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が十分に行われず、当該私有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮する国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合がある。

このため、このような場合において、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業等を私有林野と一体的に行い、私有林の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、公益的機能維持増進協定制度の活用に努めることとする。

### (2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、森林法等に定める基準に適合するとともに、当該協定制度の趣旨等に鑑み、私有林の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとする。

## 6 国民の参加による森林の整備に関する事項

多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等、国民の要請に機動的・弾力的に対応することとする。

### (1) 国民参加の森林に関する事項

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど国民による自主的な森林づくり活動を支援することとする。

#### ① ふれあいの森

ボランティア団体、NPO等による自主的な森林整備活動等のフィールドの設定に向け、各種団体等へのPR活動などに積極的に取り組むこととする。

#### ② 社会貢献の森

CSR（企業の社会的責任）活動等を目的とした植栽、保育等の森林整備活動等のフィールドの設定に向け、企業等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組むこととする。

#### ③ 木の文化を支える森

地域の伝統行事や文化の継承等に貢献するためのフィールドの設定に向け、地元自治体等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組むこととする。

#### ④ 遊々の森

森林環境教育の推進を目的とした森林教室、自然観察、体験林業等の体験活動のためのフィールドの設定に向け、学校等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組むこととする。

##### 設定箇所

名 称	面 積 (ha)	位 置 (林小班)
つながる遊学の森	10	穂高国有林2172に ほか
源流の森	125	宮国有林61り ほか
計	134	

#### ⑤ 多様な活動の森

森林の保全を目的とした美化活動、自然観察、森林パトロール等、上記①～④に分類できない活動のフィールドの設定に向け、各種団体等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組むこととする。

##### 設定箇所

名 称	面 積 (ha)	位 置 (林小班)
山のフィールドミュージアム	136	穂高国有林2179い ほか
のりくら郷土の森	721	乗鞍国有林100い ほか
計	858	

## (2)分収林に関する事項

森林づくりに自ら参加・協力していこうとする国民や法人等の要求に応えるため、分収林制度を通じて国民参加の森林づくりを推進することとする。

特に都市部の一般企業等が社会貢献活動や社員教育の場として森林づくりを行う「法人の森林」などとしてのフィールドの提供に積極的に取り組むこととする。

### (3) その他必要な事項

#### ① 森林環境教育の推進

学校、自治体、NPO、森林インストラクター、民有林関係者等の多様な主体と連携しつつ、森林環境教育の推進を図り、次代を担う子供達はもとより国民全体で森林・林業を支えるとの理解を醸成する。具体的には、学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」の取組、林業体験や森林教室等の体験活動、森林の有する多面的機能に関する普及啓発、情報提供や技術指導等の多様な取組を推進することとする。

また、教職員やボランティア団体のリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、地域への波及効果が期待される取組を推進することとする。

#### ② 緑づくり支援窓口の活性化

森林環境教育のためのプログラムやフィールドの提供、技術支援や指導者の紹介等、森林管理局・署等に設置した緑づくり支援窓口の活性化に努めることとする。

#### ③ NPO等の支援の推進

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うことなどにより、国民参加による国有林の積極的な利用を推進することとし、特に自然再生、森林環境教育等に取り組むNPOや教育関係者等の活動支援及び情報提供に努めることとする。

## 7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

### (1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、各種試験地及び施業指標林の展示等を通じて地域の林業関係者等への指導及び普及することとする。

また、林業技術の開発等に当たっては、地域・試験研究機関等のニーズに即して国有林野のフィールドを活用しつつ、地域等と連携して推進することとする。

さらに、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの定着や、コンテナ苗を活用した伐採・造林一貫作業システム等による低コスト造林・育林技術の導入等を図り、それらの民有林への普及に取り組むこととする。

### (2) 地域の振興に関する事項

国有林野は、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもある。森林管理局・署等という地域に密着した体制で国有林野の管理経営を行う国有林野事業において地域振興への寄与は、国有林野事業の重要な使命の一つである。

こうした中で、地域の伝統産業の育成にも資する森林の整備や林産物の安定供給、地域の農林業に多大な被害を与えている野生鳥獣への対策、国有林野の活用、森林空間の総合利用、人材育成をはじめとした民有林への指導やサポート、民有林材を含めた安定供給体制の構築等地域の問題解決に向けた積極的な貢献は、地域振興にも寄与するものである。

このため、こうした国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用、森林・林業再生への貢献を通じて、林業・木材産業、観光業等地域産業の振興、住民の福祉の向上、美しく伝統あ

る農山漁村の次世代への継承等に寄与するよう努めることとする。

### (3) その他必要な事項

国民共通の財産である国有林野を「国民の森林」として位置付け、林業の成長産業化への貢献等の新たな課題を踏まえつつ、国民に開かれた管理経営を推進する。

その際、多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等国民の要請に機動的・弾力的に対応する。

また、開かれた「国民の森林」として管理経営の透明性の確保を図るため、管理経営状況の公表等の国有林野事業の実施に係る情報の開示、地域で開かれる自然教育活動への協力等を通じ、森林インストラクター等の活用も図りながら国民に対し森林・林業に関する情報提供や普及・啓発に努めるとともに、地域管理経営計画策定等の機会を通じて広く住民等の意見を聴くこととする。その際、これまでの取組実績、現状の評価結果等を提示し、それに対する意見を聴くなど、次期計画の作成に向けた取組を進めることとする。

さらに、一般から公募する「国有林モニター」制度の活用等により国有林野事業の活動全般について国民の意見を聴くなど、国民と国有林との情報・意見の交換を多様な方法を用いて図り、これらを通じて国民の要請の的確な把握や、これを反映した管理経営の推進等、対話型の取組を進め、国有林野事業に対する幅広い理解と支援を得るよう努めることとする。